

○熊本県農業研究センター家畜減額譲渡要領

(昭和 42 年 3 月 4 日告示第 155 号)

改正 平成元年 3 月 31 日告示第 281 号の 11 平成 12 年 3 月 31 日告示第 343 号の 9
平成 21 年 9 月 15 日告示第 876 号

〔熊本県畜産試験場種畜譲渡要領〕を次のように定める。

熊本県農業研究センター家畜減額譲渡要領

第 1 趣旨

この要領は、熊本県農業研究センターにおいて育成した牛、豚、馬、綿羊、やぎ、鶏及び種卵(以下単に「家畜」という。)を熊本県財産条例(昭和 39 年熊本県条例第 23 号)第 14 条第 8 号の規定に基づき減額譲渡する場合における手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 減額譲渡の申請

- 1 家畜の減額譲渡を受けようとする者は、家畜減額譲渡申請書(別記第 1 号様式)を住所地を管轄する地域振興局長又は熊本農政事務所長を経由して知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、家畜減額譲渡申請書のほか、必要と認める書類の提出を求めるものとする。

第 3 減額譲渡の承認

- 1 知事は、家畜減額譲渡申請書を受理し、これを審査のうえ、家畜の減額譲渡が家畜の改良又は増殖を図るため適当であると認めるときは、これを承認し、当該家畜の減額譲渡の申請者に対して家畜減額譲渡承認書(別記第 2 号様式)及び代金納入通知書を交付するものとする。
- 2 知事は、前項の規定による承認をする場合において、家畜の改良又は増殖を図るため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

第 4 適正評価額の算定等

- 1 家畜の適正評価額は、検定成績に体格評価、妊娠の有無等を考慮して算定するものとする。
- 2 検定成績、体格評価等の基準は、別に定める。
- 3 家畜の減額譲渡の価格は、第 1 項の規定により算定した適正評価額から当該適正評価額の 100 分の 20 に相当する金額の範囲内において知事が定めた金額を減額した価格とする。

第 5 減額譲渡の取消し等

- 1 知事は、第 3 の規定による家畜の減額譲渡の承認を受けた者が代金の納入をせず、又は家畜引渡しの指定期日に家畜を引き取らないときは、当該家畜の減額譲渡の承認を取り消すものとする。

- 2 知事は、家畜の引渡し前に疾病その他の事故によりその価値を失っていると認めるときは、家畜の減額譲渡の承認を取り消すものとする。

第6 処分の制限

家畜の減額譲渡を受けた者は、当該家畜を熊本県内において繁殖の用に供しなければならない。

第7 雑則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 熊本県種畜場種畜払下規程(大正6年熊本県告示第353号)は、廃止する。

附 則(平成元年3月31日告示第281号の11)

- 1 この要領は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 熊本県種鶏、種ひな、種卵払下要項(昭和37年熊本県告示第209号)は、廃止する。

附 則(平成12年3月31日告示第343号の9)

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成21年9月15日告示第876号)

この要領は、平成21年9月15日から施行する。

別記第1号様式

[別紙参照]

別記第2号様式

[別紙参照]